

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第7号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「822人」を「842人」に、「229人」を「217人」に、「1,051人」を「1,059人」に、「1,659人」を「1,639人」に、「91人」を「103人」に、「1,750人」を「1,742人」に改める。

附則第2項の表中「822人」を「842人」に、「902人」を「922人」に、「229人」を「217人」に、「244人」を「232人」に、「1,051人」を「1,059人」に、「1,146人」を「1,154人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。